

# 国民健康保険

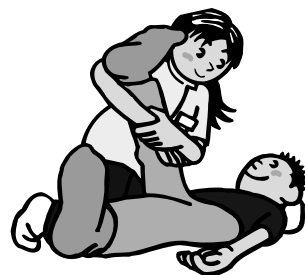


## 整骨院や接骨院(柔道整復師)への かかり方について

### ☆被保険者証(国保)の使用について

整骨院や接骨院での施術(治療)には、被保険者証(国保)が「使える」場合と「使えない」場合がありますので、受診の際には気をつけてください。

被保険者証が「使える」場合	被保険者証が「使えない」場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>骨折、脱臼、打撲、挫傷(肉離れ等)およびねんざの施術を受けた場合</li> </ul> <p>※骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる肩こり、腰痛</li> <li>神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等の病気によるコリや痛み</li> <li>脳疾患後遺症等の慢性病</li> <li>症状の改善がみられない長期の施術</li> <li>スポーツなどによる肉体疲労改善</li> <li>仕事や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)</li> </ul>



### ☆施術を行うときの注意

①負傷原因を正確に伝えましょう  
 上表のように被保険者証(国保)が「使えない」場合がありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

また、交通事故が原因による施術(治療)の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。

②施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください  
 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

③領収証は必ずもらいましょう  
 領収証は必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。  
 また、領収証は医療費控除を受ける際にも必要です。確認後も大切に保管してください。

### ☆施術内容について

お尋ねすることがあります  
 施術日や施術内容について、町から確認させていただく場合があります。

整骨院や接骨院(柔道整復師)へかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日を記録し、領収証等を保管しておいてください。



## 男女共同参画社会を進めるために 活動してみませんか

町では、男女共同参画社会づくりに関する自主的な活動をしていただける団体を対象に補助金制度(日野町パートナープラン活動事業補助金)を設けています。

補助金額は、5万円(1年目)、2万5千円(2・3年目)となっています。関心のある方は、ぜひお問い合わせください。

### 補助対象となる団体

- 男女共同参画に関する活動を主な目的としていること
- 町内に活動の拠点をもち、主に町内で活動していること
- 5人以上の団体で、主に町内にお住まいか、お勤めの18歳以上の方で構成していること

### 補助対象となる事業

- 学習、普及および広報などの教育啓発活動
- 意識や行動の実態、ニーズなどを把握分析する調査研究活動
- その他、男女共同参画社会の実現に役立てられる事業

### これまでに取り組まれた団体

- 蓮花寺男女共同参画グループ
- 西大路地区男女共同参画を進める会
- 上野田男女共同参画グループ「きらめき」
- 西明寺男女共同参画をすすめる会(ひまわり会)
- 北脇男女共同参画をすすめる会(コスモス会)

### ◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当 ☎ 6552 有線 8963

### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎ 6571 有線 7784

## 「ゆカード」の

### 粗品引き換えはお早めに

国民健康保険被保険者への「ゆカード」の粗品贈呈は、3月末日をもって廃止します。

スタンプが満杯になった「ゆカード」をお持ちの方は、3月29日(金)までに住民課保険年金担当にて粗品との引き換えを行ってください。

なお、温泉等優待割引事業は来年度も継続しますので引き続きご利用ください。